

3-3. 大学教育の質保証に関する制度等  
〔大学設置基準・設置認可制度、  
認証評価、情報公表等〕

# 我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

## 事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

### 【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

### 【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある。
- 大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようにすることが望ましい。
- 大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

### 【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） → 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- 大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

### 【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

# 我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

## 事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

### 【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

- ⇒ 設置認可の在り方の見直し（平成15年～） (見直し) → 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）  
【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】
- ⇒ 第三者評価制度の導入（平成16年～） (見直し) → 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）  
【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】  
※上記の他にも継続的に見直し・改善を実施
- ⇒ 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～） → 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）  
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

### 【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

- ⇒ 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～） (見直し) → 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）  
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

# 平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

## 規制改革の動き

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「**国の事前規制である設置認可を弾力化**し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、**大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備**する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

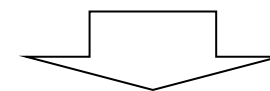
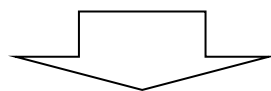
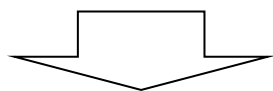
- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



### ①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

### ②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）  
（学校教育法の改正）

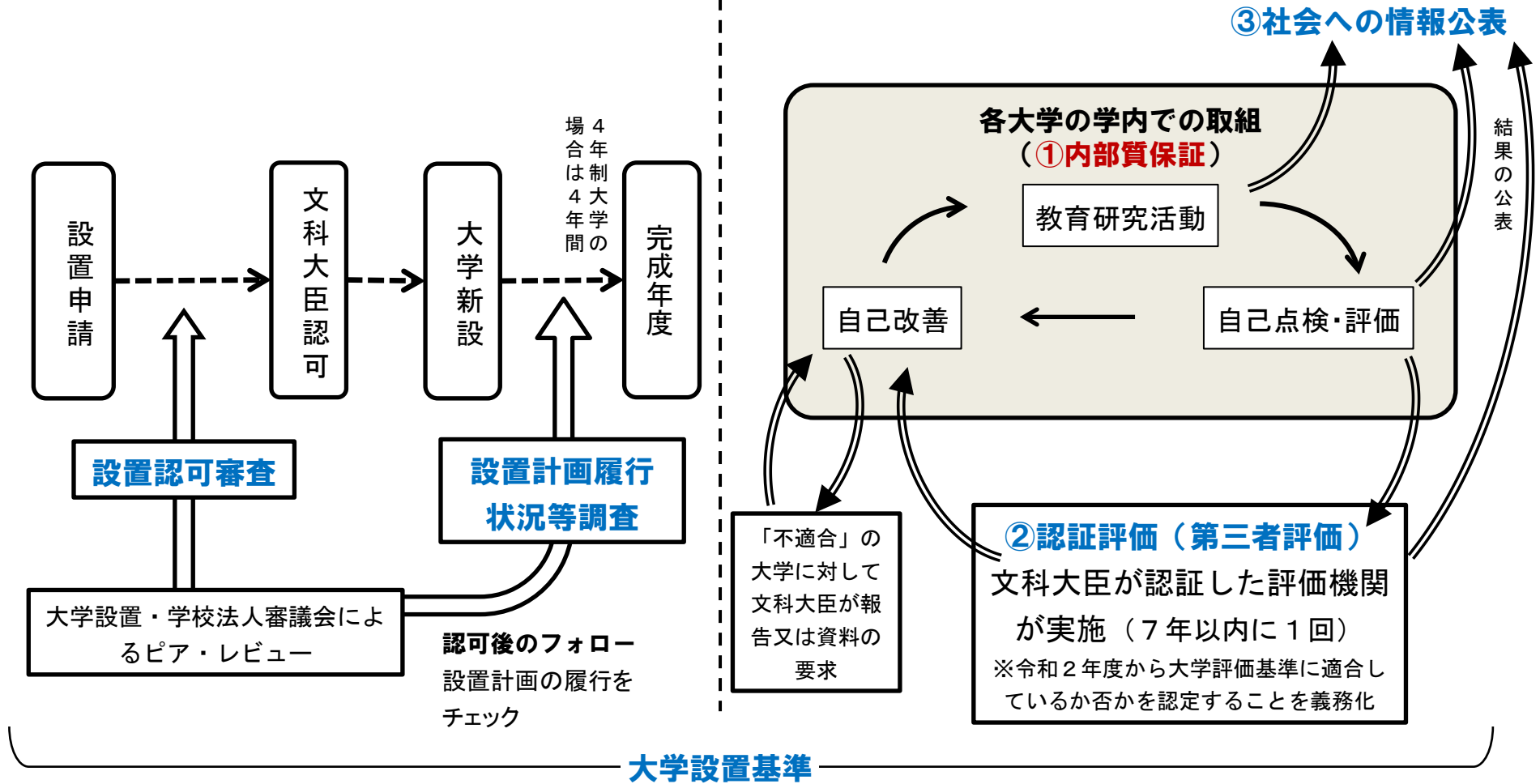
### ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）  
（学校教育法の改正）

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】  
 (大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)



# 大学設置基準の概要

## 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の**資格に関する事項**は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

## 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

### ◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜
- 教職協同

### ◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

### ◆第三章 教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 実務家教員の教育課程編成
- 授業を担当しない教員
- 専任教員
- 専任教員数

### ◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

### ◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

### ◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 教員の組織的な研修
- 昼夜開講制

### ◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

### ◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

### ◆第九章 事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- キャリア教育体制
- 職員の研修機会等

### ◆第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

### ◆第十章 専門職学科に関する特例◆

### ◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

### ◆第十二章 国際連携学科に関する特例◆

### ◆第十三章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

### ◆第十四章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

# 大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

## 【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

### ①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

### ②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

### ③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

## 【収容定員に関する規定の弾力化】

### ①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

## 【教員組織に関する規定の弾力化】

### ①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

### ②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

### ③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

### ④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

### ⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

### ⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

## 【教育課程等に関する規定の弾力化】

### ①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

### ②単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

### ③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

### ④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

- ・ 特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
- ・ 授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

### ⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

### ⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）

- ・ 多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
- ・ 単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
- ・ 外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
- ・ 遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができることを明示（平成13年）
- ・ 授業を校舎・附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと（平成15年）

### ⑦自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

### ⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

- ・ 短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・ TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

### ⑨既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

### ⑩科目等履修生等（平成3年）

- ・ 社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・ 科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
- ・ 特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

### ⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

### ⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化

（令和元年8月13日付け元文科高第328号 別添4）

### ⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

### ⑭卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

### ⑮成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

### ⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのFDの義務化



# 大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

## 【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

- ⑰ 共同教育課程制度の創設（平成21年）  
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ⑱ 国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）
  - ・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
  - ・入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設
- ⑲ 工学に関する学部の教育課程等に関する特例（平成30年）  
工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設
- ⑳ 学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）  
既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

## 【事務組織等に関する規定の明確化】

- ① 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）  
学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化
- ② 教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）  
授業の内容・方法改善のためのFDの義務化
- ③ 共同教育課程制度の創設（平成21年）  
複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設
- ④ 職員の研修機会等の確保（平成29年）  
SDの機会の義務化
- ⑤ 教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）  
教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職員の設置を義務化

## 【校地基準等の弾力化】

- ① 校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）
- ② 「収容定員×10m<sup>2</sup>」で計算する方式に緩和（平成15年）
- ③ 空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

## 【校舎基準の弾力化】

- ・大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができること（平成20年）
- ・支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

## 【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

- ① 大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）  
開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化
- ② 校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）  
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと
- ③ 校舎の自己所有の弾力化（平成15年）  
構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと
- ④ 校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）  
構造改革特区に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

# その他学校教育法等の近年の主な改正内容

## 平成19年

- 学校教育法等の一部改正（平成19年）
  - ・大学の役割として「社会貢献」を規定
  - ・積極的な情報提供を義務化
  - ・履修証明制度の創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）
  - ・入学時期設定の弾力化

## 平成20年

- 我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

## 平成21年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）
  - ・教育関係共同利用拠点制度の創設

## 平成22年

- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）
  - ・公表すべき教育情報の具体化・明確化
- 学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）
  - ・国連大学との教育交流の推進

## 平成23年

- 大学院設置基準の一部改正（平成24年）
  - ・博士課程教育の質の向上

## 平成24年

- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
  - ・専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

## 平成25年

- 大学設置基準の一部改正（平成25年）
  - ・博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正
- 専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）
  - ・教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

## 平成26年

- 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）
  - ・副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
  - ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化 等

## 平成27年

- 学校教育法等の一部改正（平成28年）
  - ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設
- 学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）
  - ・三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表義務化

## 平成29年

- 学校教育法等の一部改正（平成31年）
  - ・専門職大学・専門職短期大学の創設

## 平成31年（令和元年）

- 学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）
  - ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
- 大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）
  - ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
- 学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）
  - ・学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

## 1. 学部等連係課程等（1／2）

### 改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

### 主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。



大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

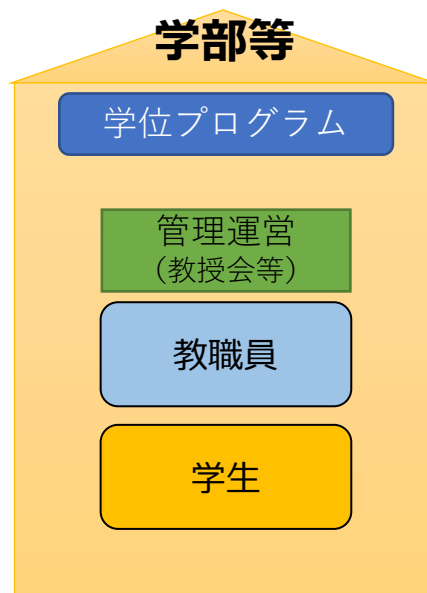
## 1. 学部等連携課程等（2 / 2）

### 改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程)の例

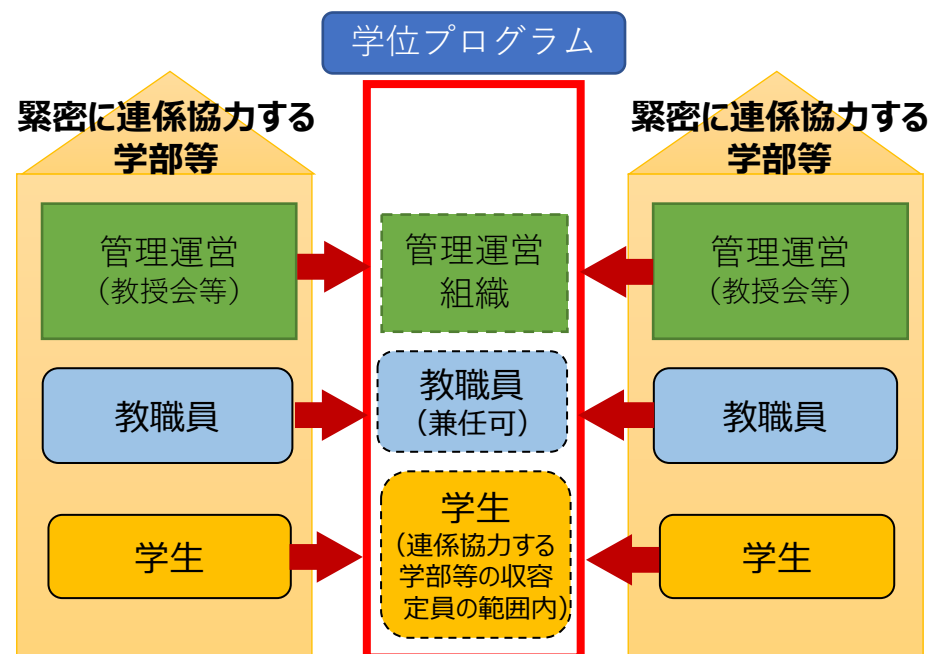
#### 【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =  
教員が所属する組織 =  
学位プログラムの一対一の関係



#### 【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



学部等連携課程実施基本組織

## 2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

### 改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

### 主な改正の内容

#### 【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを規定

大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

#### 【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする
- ✓ 履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加

社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

#### 【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付することができる旨を規定

社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

## 3. 施行期日

令和元年8月13日に公布・施行



# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

## 【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

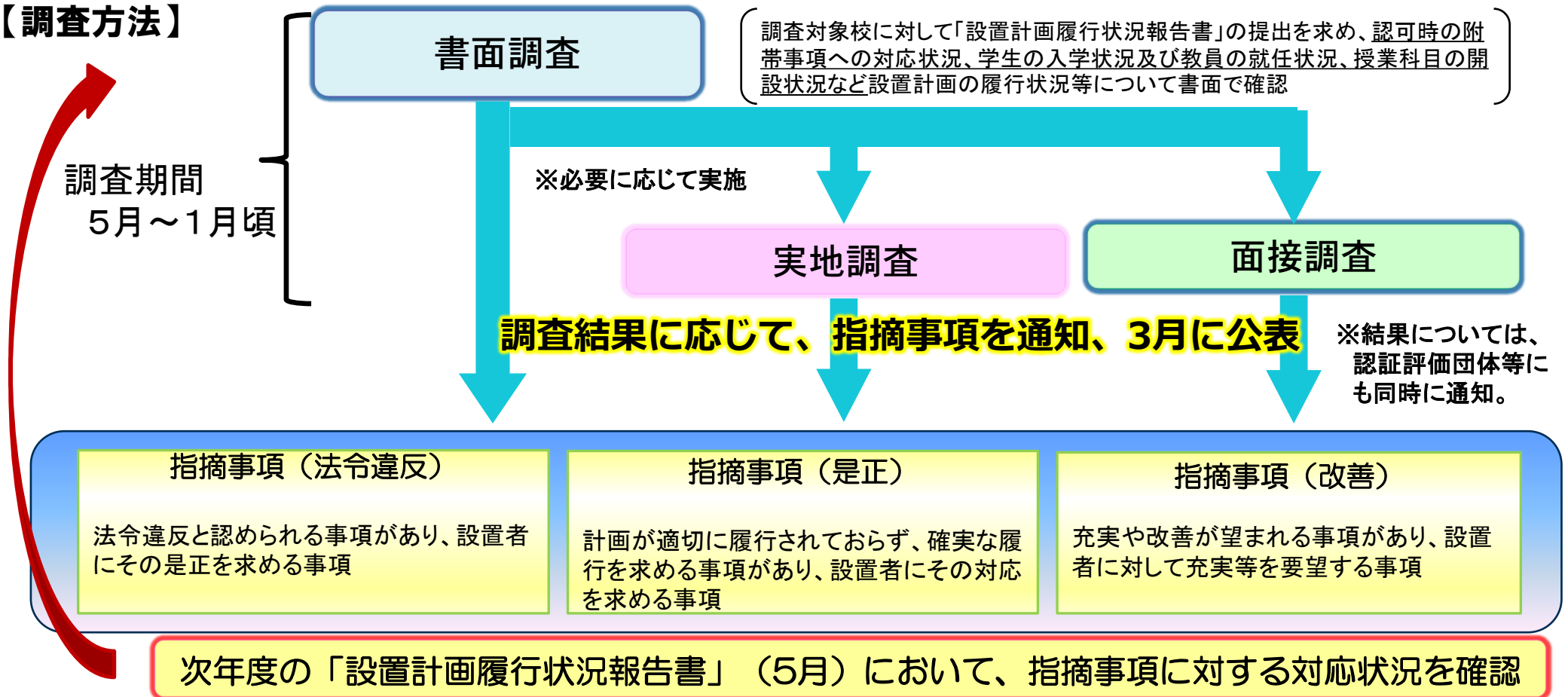
### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

# 設置計画履行状況等調査

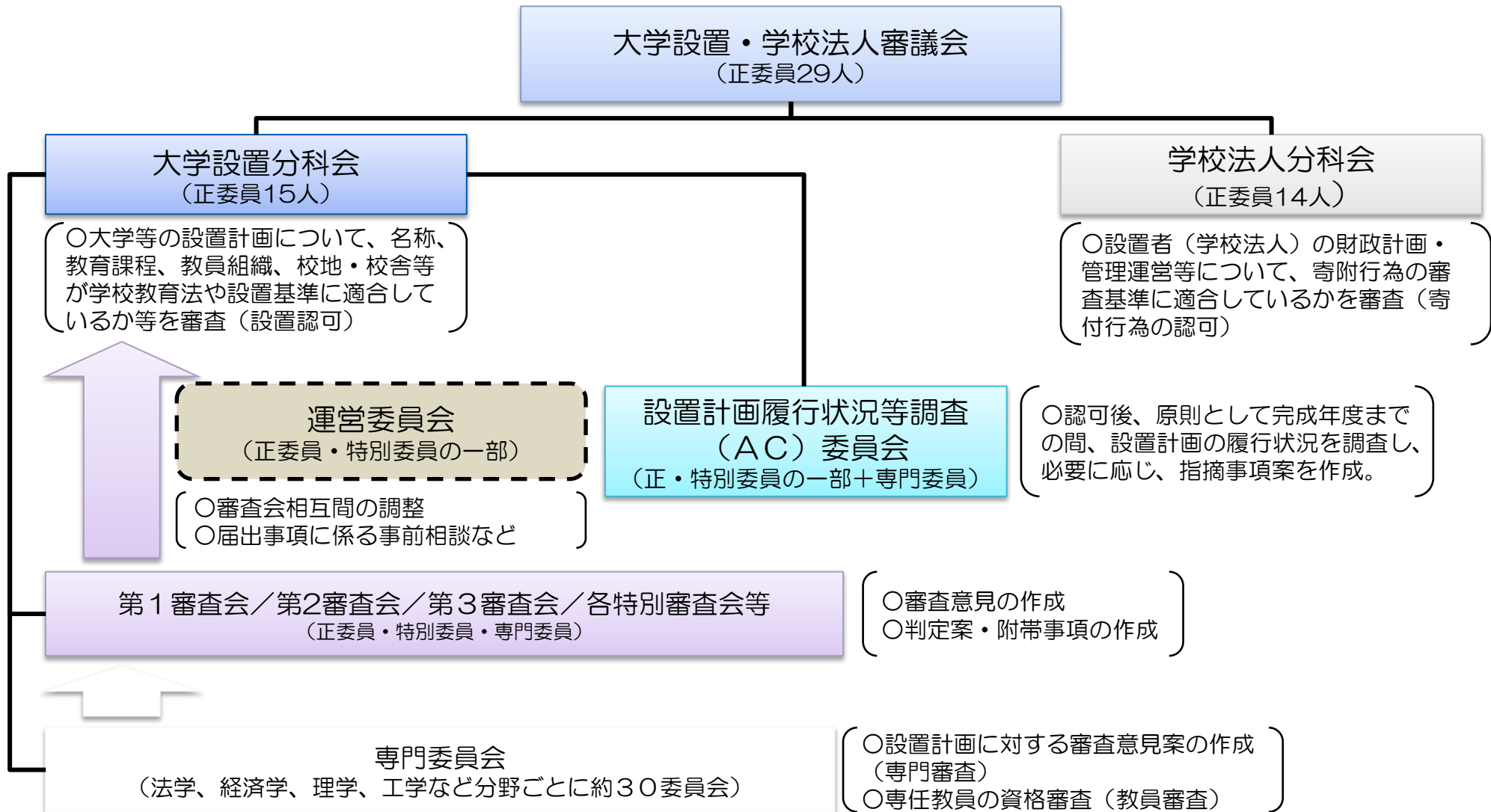
大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

## 【調査方法】



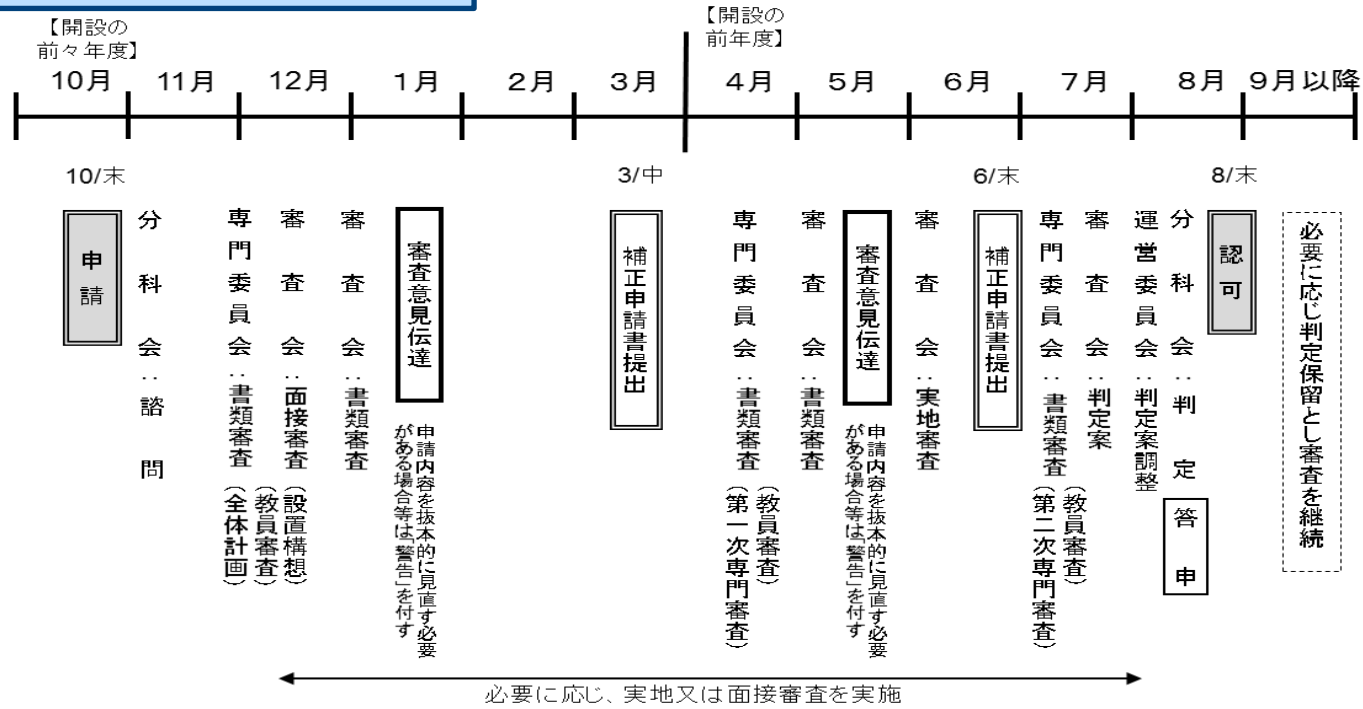
- ・指摘事項（法令違反）を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応（①勧告、②変更命令、③廃止命令）を行うことができる。
- ・指摘事項（法令違反）・指摘事項（是正）を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

# 大学設置・学校法人審議会の審査体制について

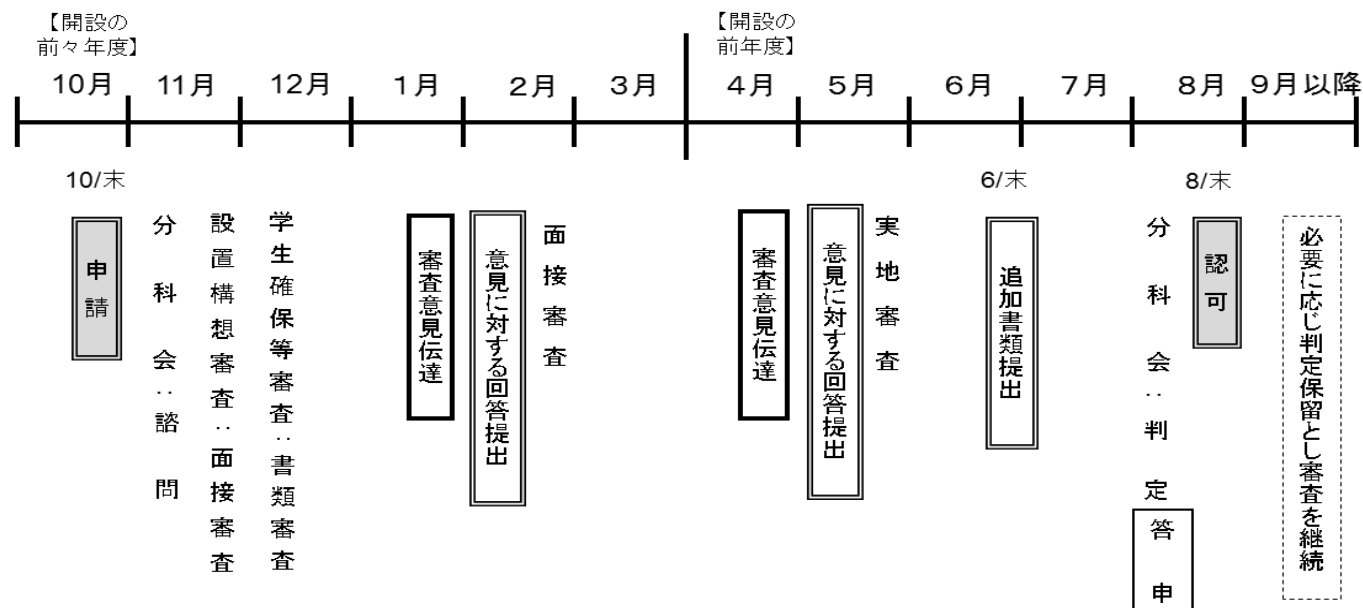


# 審査スケジュール（大学新設の場合）

## 設置認可関係(大学設置分科会)

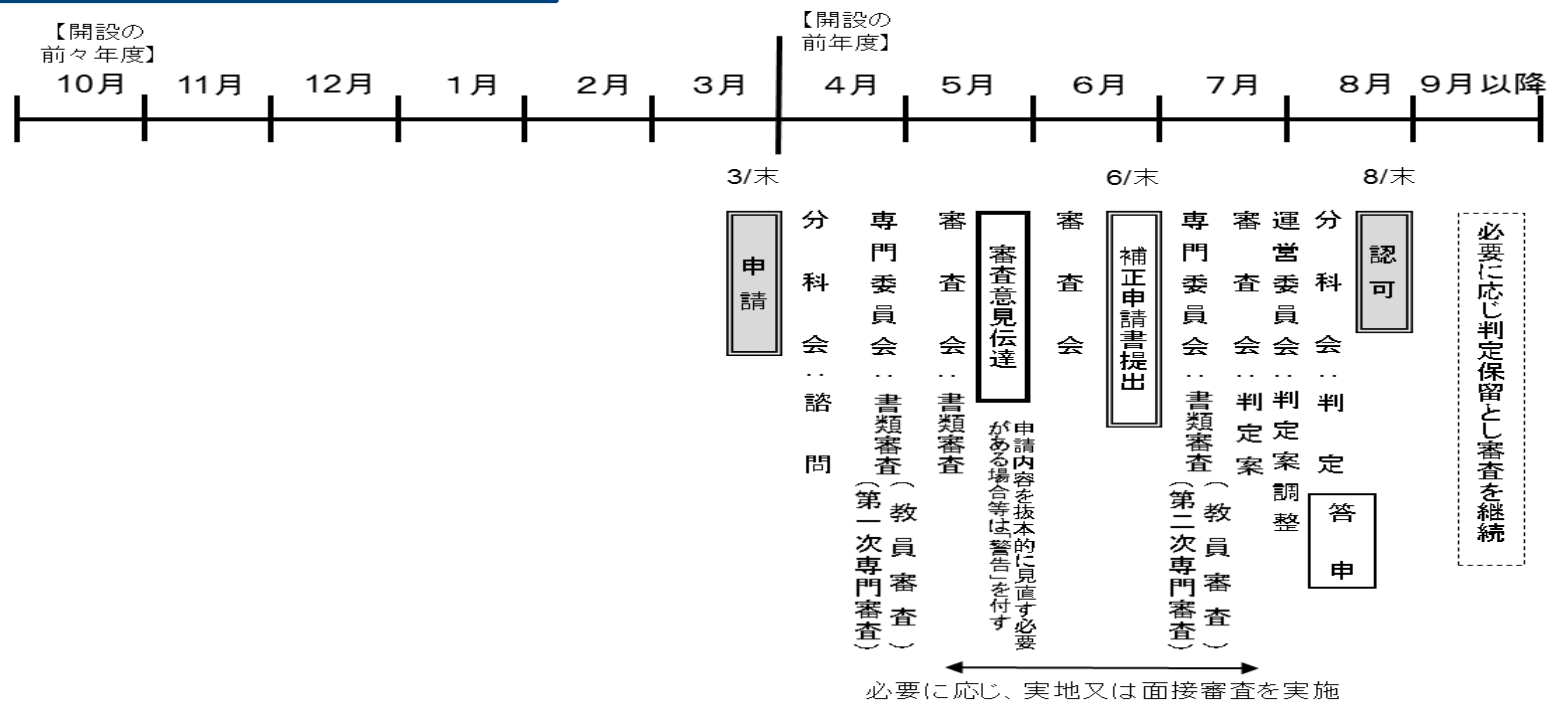


## 設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



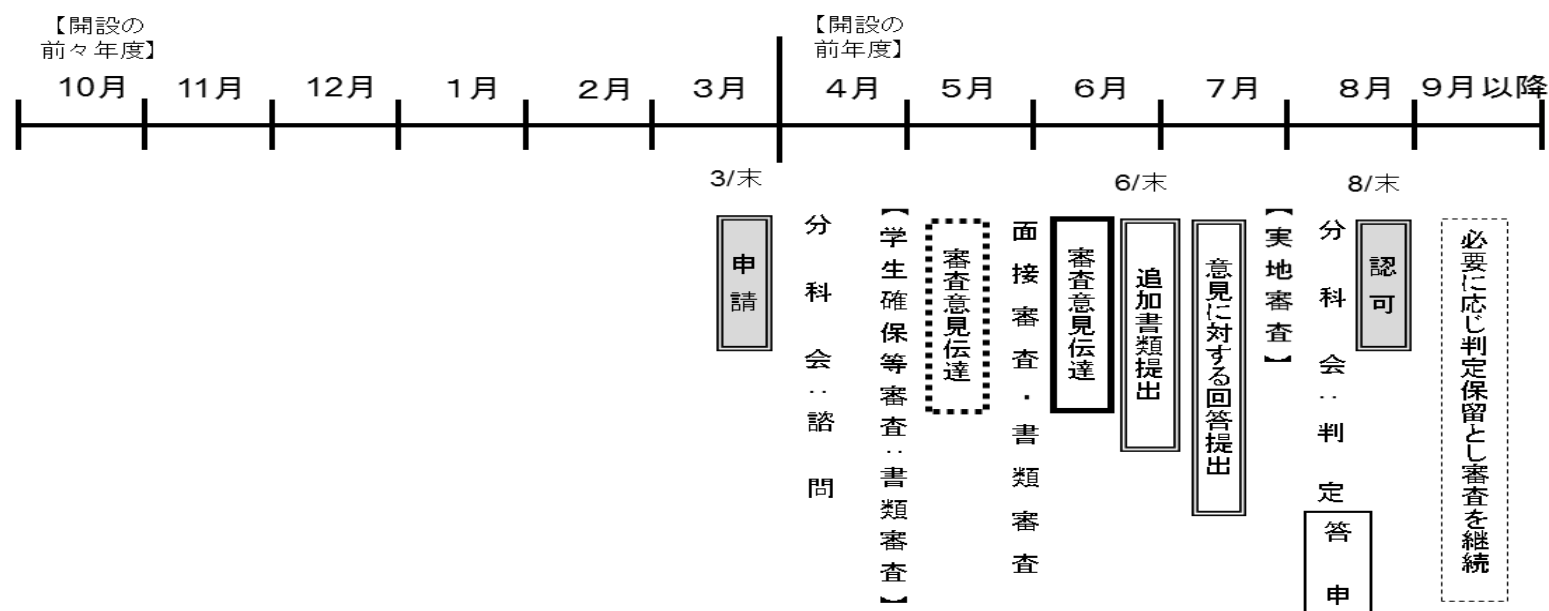
# 審査スケジュール（学部等新設の場合）

## 設置認可関係(大学設置分科会)



## 設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の場合のみ





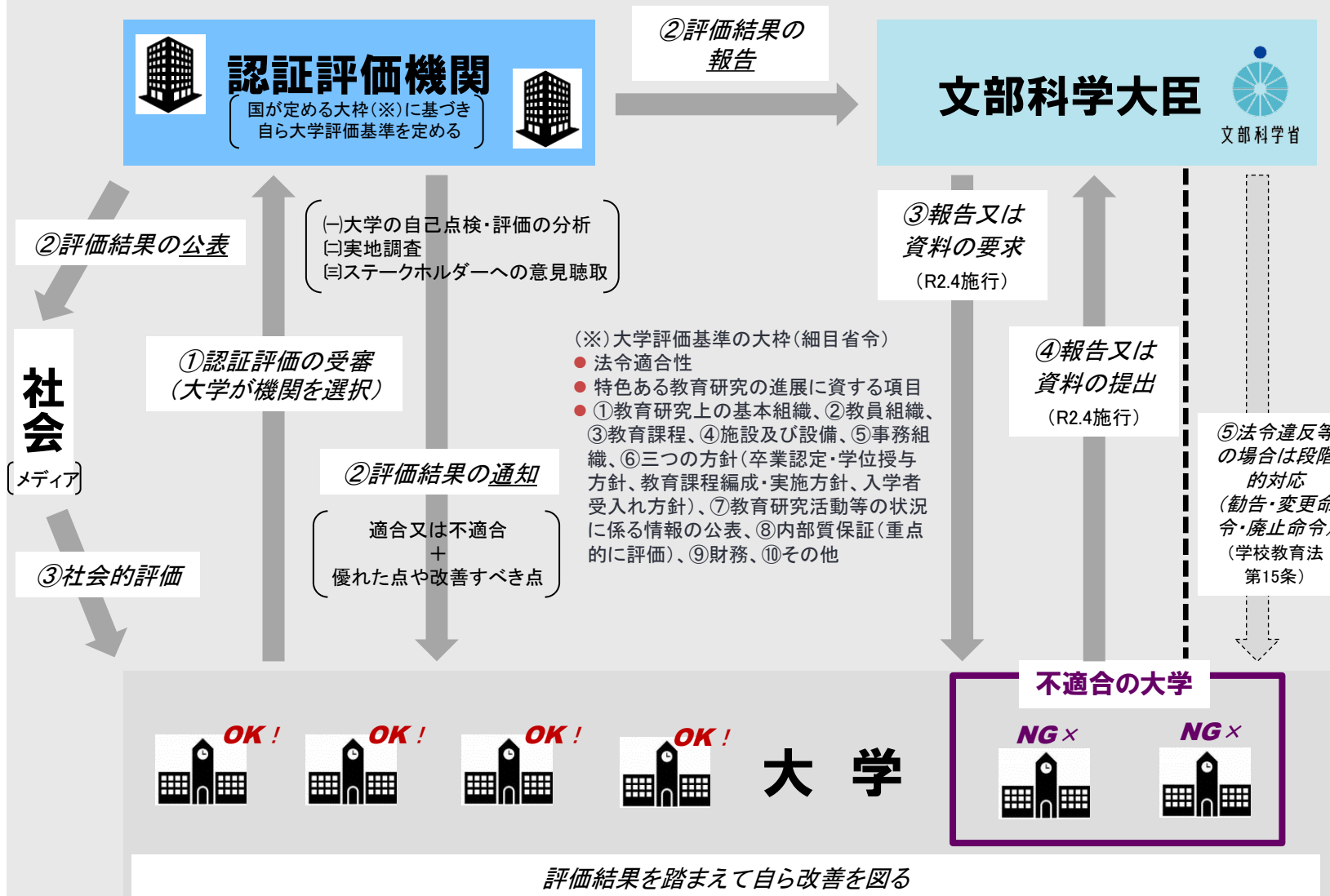
# 認証評価制度の概要

## 【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、  
第3サイクル目



## 評価の種類

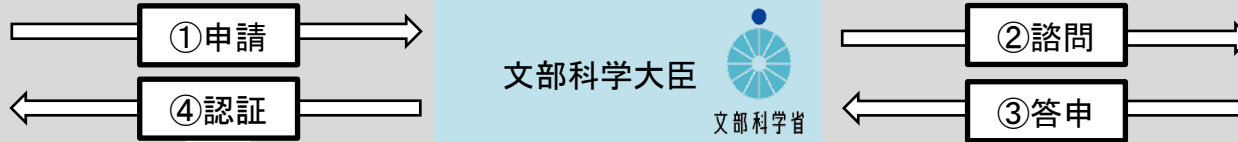
- 機関別評価: 大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価: 専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

## 近年の主な改善事項

- ～H30.4施行～
  - 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
  - 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
  - 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ
- ～R2.4施行～
  - 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
  - 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
  - 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

# 認証評価機関の認証の仕組み

認証評価機関  
になろうとする者



中央教育審議会  
大学分科会  
(認証評価機関の認証に  
関する審査委員会)

基準(学校教育法 第110条)	基準に係る細目(細目省令)		
	機関別	分野別	うち法科大学院
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準が、<b>学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。</b></li> <li>●大学評価基準において、<b>特色ある教育研究の進展に資する観点から</b>する評価に係る項目が定められていること。</li> <li>●大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。</li> <li>●評価方法に、<b>自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査</b>が含まれていること。</li> <li>●認証評価の結果、<b>適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項</b>を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、<b>再度評価を行うよう努めること</b>としていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準に次の事項が定められていること。</li> <li>①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業の認定に関する方針、<b>教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針</b>、⑦教育研究活動等の状況に係る情報公表、⑧<b>教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)</b>、⑨財務、⑩その他教育研究活動等に関すること</li> <li>●<b>内部質保証について重点的に評価を行うこと</b>としていること。</li> <li>●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する<b>文部科学大臣の意見に対して講じた措置</b>を把握することとしていること。</li> <li>●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの<b>意見聴取</b>が含まれていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価方法が、<b>連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念</b>を踏まえて特に<b>重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するもの</b>その他の同法第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</li> <li>●認証評価機関になろうとする者が、<b>連携法第5条第3項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況</b>について、当該法科大学院の求めに応じ、<b>再度評価を行うよう努めること</b>としていること。</li> </ul>
2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が<b>認証評価の業務に従事していること。</b></li> <li>●大学の教員が、その<b>所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置</b>を講じていること。</li> <li>●認証評価業務の従事者に対し、<b>研修の実施</b>その他の必要な措置を講じていること。</li> <li>●大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について<b>自己・点検及び評価を行い、結果を公表</b>するものとしていること。</li> <li>●法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。</li> <li>●認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準に次の事項が定められていること。</li> <li>①教員組織、②教育課程(教育課程<b>連携協議会</b>に関することを含む。)、③施設及び設備、④<b>学修成果(進路に関することを含む。)</b>、⑤その他教育研究活動等に関すること。</li> <li>●<b>評価方法に関連職業団体関係者及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取</b>を行うこと。</li> <li>●大学評価基準を変更するに当たっては、<b>関連職業団体関係者等の意見聴取</b>を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準に次の事項が定められていること。</li> <li>①教育活動等の情報提供、②入学者選抜における<b>多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価</b>、③専任教員の適切な配置その他の教員組織、④入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理、⑤教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な<b>教育課程の編成</b>、⑥一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定、⑦授業の方法、⑧<b>学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保</b>、⑨授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な<b>研修及び研究の実施</b>、⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる<b>単位数の上限の設定</b>、⑪<b>専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定</b>、⑫<b>教育上必要な施設及び設備</b>、⑬<b>図書その他の教育上必要な資料の整備</b>、⑭<b>法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果(司法試験の合格状況を含む。)</b>及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。</li> </ul>
3. 認証評価結果の公表の前に大学からの <b>意見の申立ての機会</b> を付与していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>法曹としての実務の経験</b>を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。</li> </ul>		
4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な <b>経理的基礎</b> を有すること。			
5. 認証の取消しの日から二年を経過していないこと。			
6. 認証評価の公正かつ適確な実施ができること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>学校教育法施行規則第169条第1～8号までに規定する事項(※文部科学大臣への申請書の内容)を公表すること</b>としていること。</li> <li>●大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により<b>認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等又は専門職大学院等又は専門職大学院等の教育課程に係る事項については、当該大学が当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が、当該法科大学院の第1項第1号に掲げた事項(※法科大学院大学評価基準の事項)について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じて、公表した評価の結果に当該事項を付記するよう努めること</b>としていることとする。</li> </ul>

## 1. 所掌事務

学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、**専門的な調査審議**を行う。

## 2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

（臨時委員） 3名

川 嶋 太津夫

大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長

小 林 雅 之

桜美林大学総合研究機構教授

前 田 早 苗

千葉大学国際教養学部教授

（専門委員） 3名

市 川 太 一

広島修道大学名誉教授

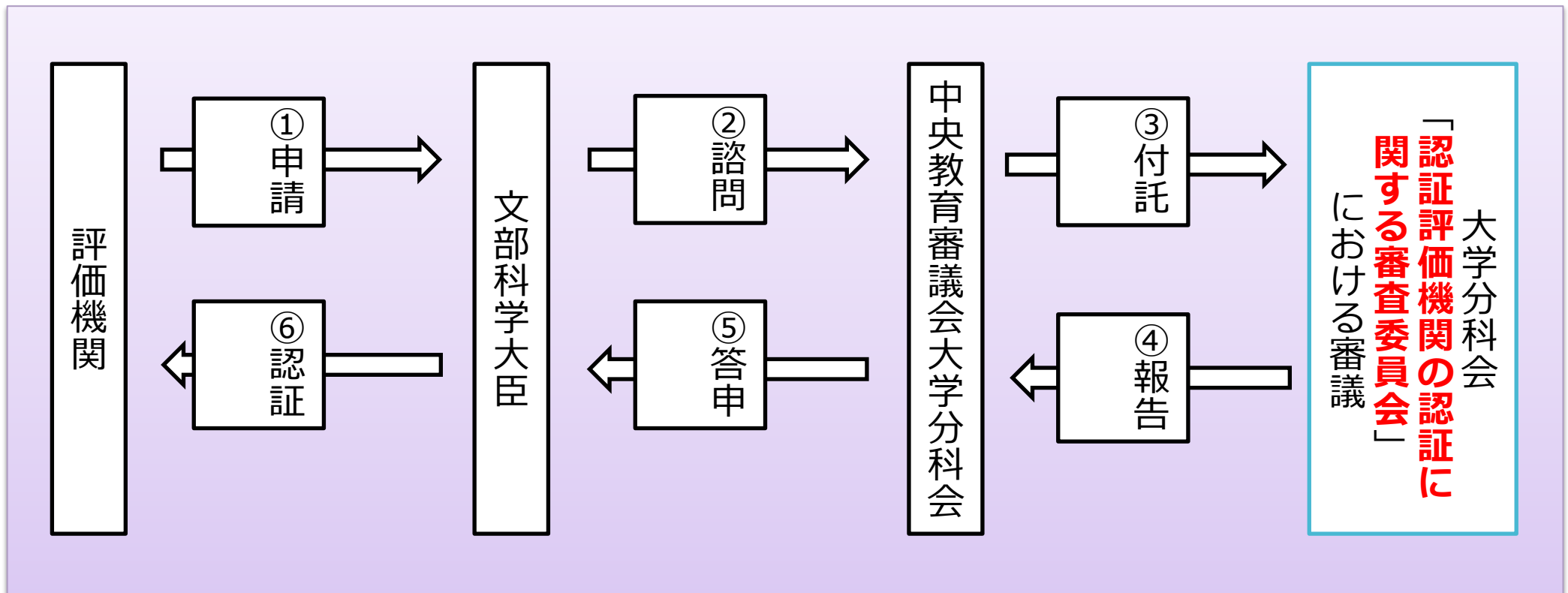
大河原 遼 平

TMI総合法律事務所パートナー弁護士

佐 野 慶 子

佐野公認会計士事務所

## 3. 認証評価機関の認証に係る審議について



## 機関別認証評価

### 認証評価の実施校数 (延べ数)

認証評価実施校数：2, 616大学 (※1)  
 (適合数：2, 511大学)  
 (保留数：82大学) → 「保留」に対する再調査  
 (不適合数：21大学) (※2)

再評価適合：67大学

再評価未受審等：3大学

再評価不適合：12大学 (※2)

※1 平成24年度認証評価結果取消：1大学のため評価結果の合計数と一致しない。

### 不適合大学 (延べ33大学※2の合計) に対する主な指摘

- 管理運営関係 (規定や体制の未整備等)
- 定員管理関係 (収容定員の未充足)
- 自己点検・評価体制関係 (体制や活動の不足等)
- 財務状況関係 (経年的な支出超過等)
- 入学者選抜関係 (公平性確保の不足)
- 専任教員関係 (専任教員数の不足)

### 不適合大学 (実数32大学※3) の現状

- 存続している大学数：29大学  
 (不適合後の評価結果が適合の大学：15大学)  
 (直近の評価結果が不適合の大学：14大学)
  - 廃止された大学数：3大学  
 (学生募集を停止した大学：2大学)  
 (設置者の変更がされた大学：1大学)
- (※3) 不適合大学の実数：32大学 (本評価において2回不適合の判定を受けた大学あり。)

## 法科大学院認証評価

### 認証評価の実施校数 (延べ数)

認証評価実施校数：183大学  
 (適合数：142大学)  
 (不適合数：41大学) (※4) → 「不適合」に対する再調査

再評価適合：17大学

再評価未受審：22大学

再評価不適合：2大学

### 不適合大学 (延べ41大学※4) に対する指摘

- 教学関係 (授業科目の系統的・段階的配置の不足等)
- 専任教員関係 (一部科目での適格性のある専任教員の未配置)
- 入学者選抜関係 (公平性確保の不足)
- 自己点検・評価体制関係 (体制や活動の不足等)
- 定員管理関係 (収容定員の未充足等)

### 不適合大学 (実数34大学※5) の現状

- 存続している法科大学院：10大学  
 (不適合後の評価結果が適合の大学：8大学)  
 (直近の評価結果が不適合の大学：2大学)
  - 学生募集を停止した法科大学院：24大学  
 (不適合後の評価結果が適合の大学：11大学)  
 (直近の評価結果が不適合の大学：13大学)
- (※5) 不適合法科大学院の実数：34大学 (本評価で2回不適合を受けた大学あり)  
 (※6) 存続している法科大学院の実数：35大学、学生募集を停止した法科大学院の実数：39大学



# 認証評価の実施状況②

## 機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル →					← 第2サイクル →					← 第3サイクル →							
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	204	56	106	152	2,616
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	194	53	105	149	2,511
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	21
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	71
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	13
廃止した大学のうち、直近の 認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル →					← 第2サイクル →					← 第3サイクル →					← 第4サイクル →		
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	183
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	142
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	41
再（追）評価 （※3）	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	28
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
学生募集を停止した法科大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	13

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
		← 第1サイクル →					← 第2サイクル →					← 第3サイクル →					← 第4サイクル →		
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	280
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	24	27	269
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	10
再（追）評価 （※4）	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
学生募集を停止した専門職大学院のうち、 直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。



# 認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

## 議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）  
（平成28年3月18日）

## 省令改正

（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

## ● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**（※）に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組（**内部質保証**）に関する事。 ← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

## ● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

## 施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- 評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）
- 大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- 認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む）
- 各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む） など

## その他

- 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用（平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする）

## 認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

### 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

#### <具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

#### 学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる

#### 施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

# 認証評価制度の改善③(閣議決定)

## 経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日)

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### (2) 主要分野ごとの改革の取組

##### ④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性のかつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

## 教育振興基本計画 (平成30年6月15日)

### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

#### IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

##### 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

## 認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

### ○機関別認証評価 (計 5 機関 (実数) )

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 大学基準協会	大学	平成16年 8月31日	728校	12校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構		平成17年 1月14日	278校	1校
公益財団法人 日本高等教育評価機構		平成17年 7月12日	691校	7校
一般財団法人 大学教育質保証・評価センター		令和元年 8月21日	7校	0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会		令和2年 3月30日	0校	0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	短期大学	平成17年 1月14日	687校	1校
公益財団法人 大学基準協会		平成19年 1月25日	42校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構		平成21年 9月4日	19校	0校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年 7月12日	149校	0校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

# 認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

## ○分野別認証評価 (計 13機関 (実数) )

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
一般社団法人 A B E S T 2 1	経営 (経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)	平成19年 10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営 (経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年 10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院, 学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 A B E S T 2 1 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年 10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年 1月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校
合計			460校	51校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)



## ● 目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

## ● 参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## ● これまでの取組 ※括弧内は実施年

### （1）評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信

- ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表

(H24)

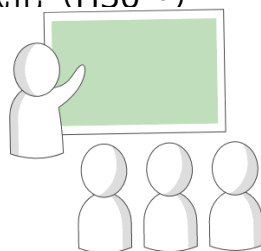
- ・本連絡協議会ウェブサイトを立て上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成（H27～、英語版H29～）
- ・高等学校関係者説明会での説明（H26～H27）
- ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知（H28）

### （2）大学ポर्टレート活用の検討

- ・大学ポर्टレート運営会議へ「大学ポर्टレートの充実についての要望書」を提出（H28）
- ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化（H30～）

### （3）認証評価機関の職員育成

- ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施（H23～）



## ● 課題

### （1）評価者の資質の向上

- ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
- ・認証評価制度の一層の周知

### （2）評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策

- ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
- ・学内のIR機能の充実
- ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価

### （3）評価活動の新たな方向性の検討等

- ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
- ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
- ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
- ・国内外への情報発信のあり方を検討



# 評価結果と再評価(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

結果の種類		評価結果 (※5)	再評価後 (※6)
公益財団法人 大学基準協会	適合	727	
	保留・期限付適合 (※2)	30	
	不適合	12	
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	441	441
	大学評価基準を満たしていない	1	1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	669	
	保留 (※3)	34	
	不適合	7	
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	667	
	保留・条件付適格 (※4)	18	
	不適格	1	

(※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないこと旨を通知。

(※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。

(※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。  
(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後には再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

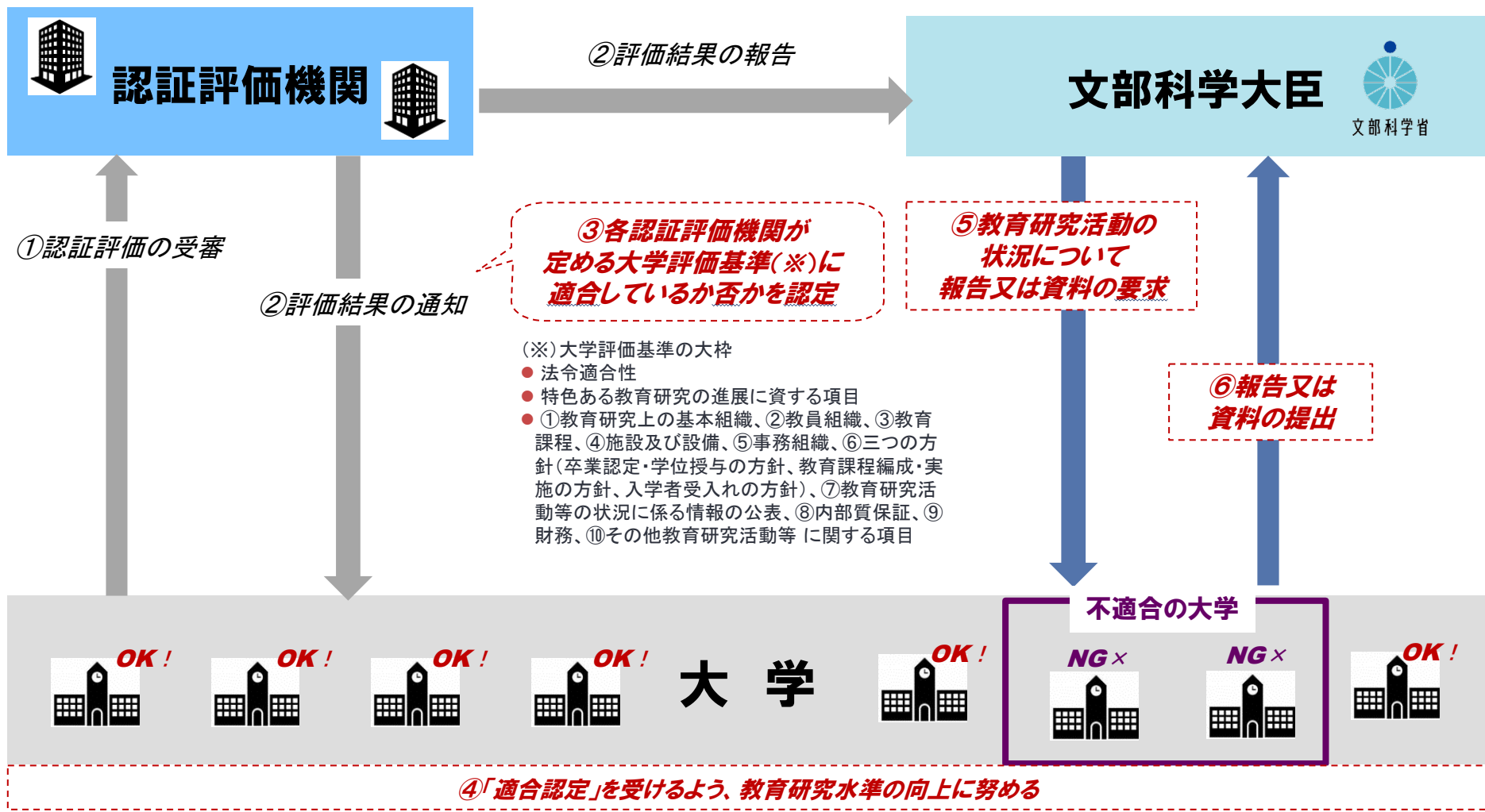
(※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。

(※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。  
「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

# 認証評価の結果を踏まえた対応①

● 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】

● 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



## 認証評価の結果を踏まえた対応②

### 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

#### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

#### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

#### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

#### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

#### (参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。



## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

### 【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

### 【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年)）
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年)）
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年)）
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

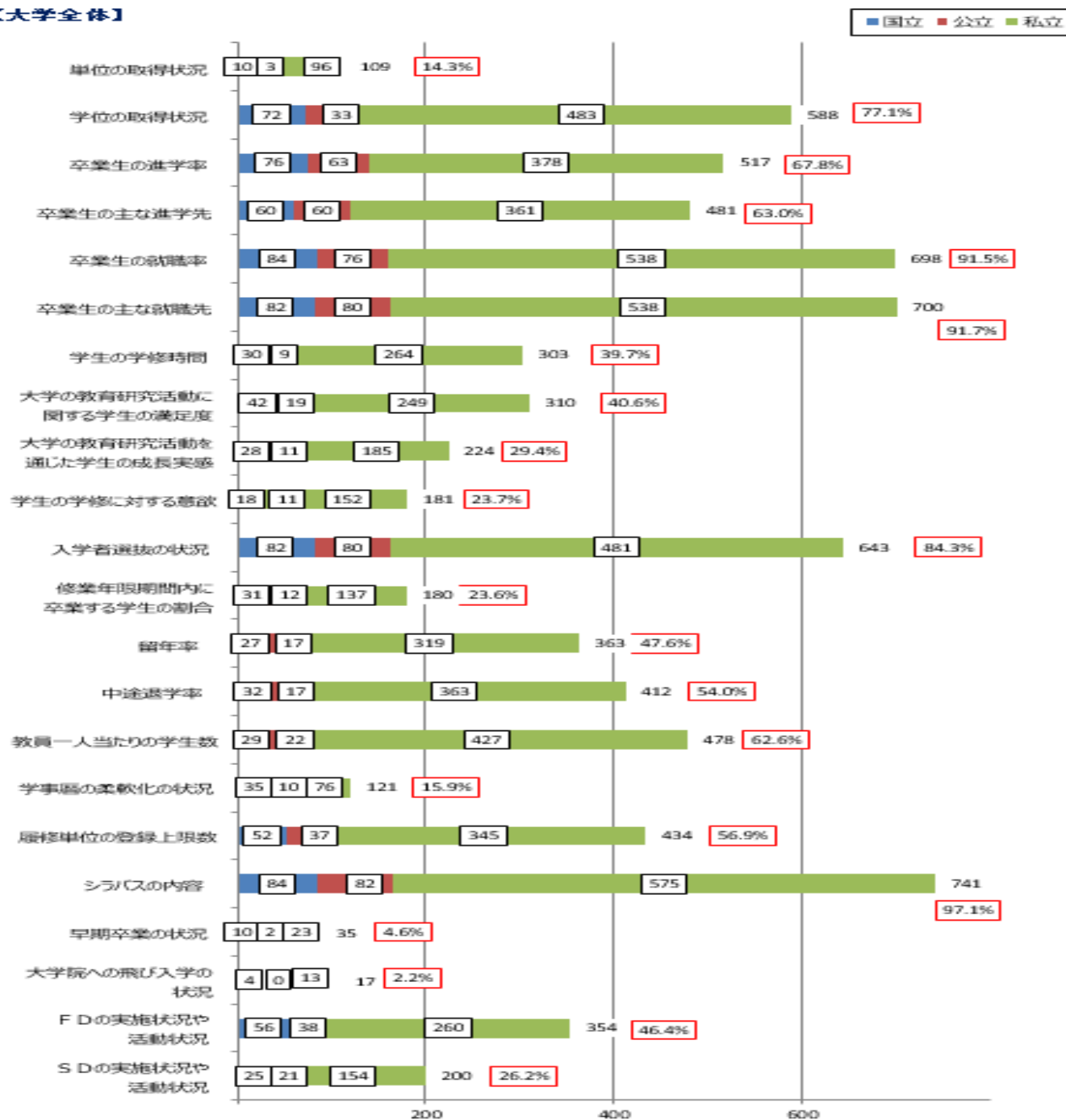
第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
  - 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ハ (略)
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ～ヌ (略)



# 公表を行った教育研究活動等の情報

## 【大学全体】



【出典】: 文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

# 海外の情報公開の状況①（米国）

## 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

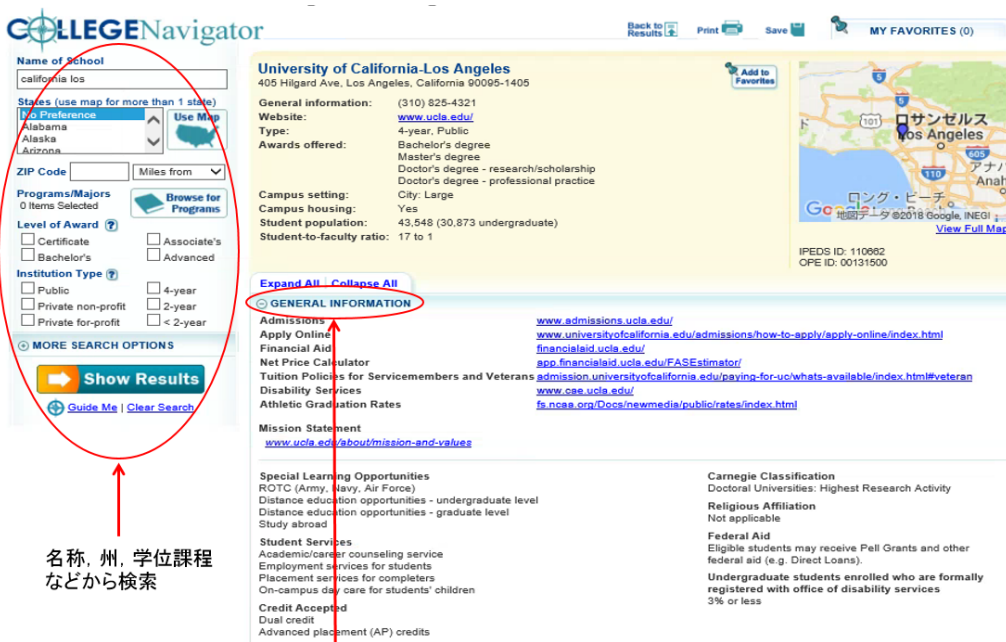
### （1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)）が全米教育統計局によって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ申請できない）。

IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

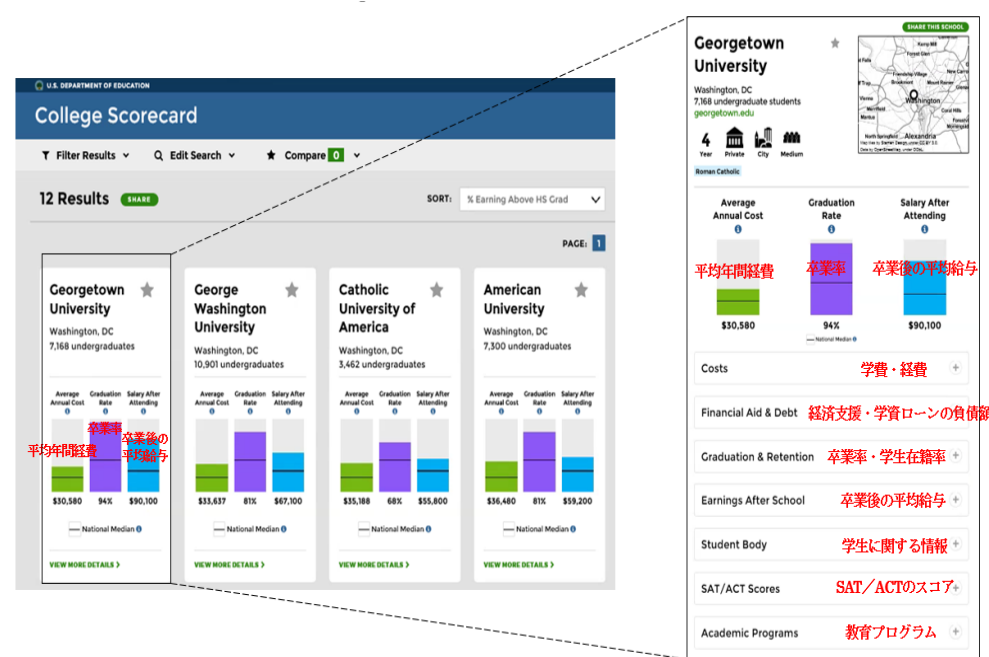
College Navigatorのページ（例）



名称、州、学位課程  
などから検索

12の共通項目（一般的な情報、学費・生活費等、経済的支援、入学状況、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全、学費の支払状況など）

College Scorecardのページ（例）



（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』,文部科学省,p43

## 海外の情報公開の状況②（英国）

### 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

#### （2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンスル（HEFCE：Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS：Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS：National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA：Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE：Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

#### Unistatsのページ（例）

	学生満足度	就職と 認証評価の状況	学業の継続状況 と学位の取得状況	入学に関 する情報
Your Measures	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information
Course コース		BA (Hons) International Politics Full time	BA (Hons) Law Full time	BA (Hons) Politics Full time
Location		Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth
Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%	94%	
The teaching on my course				
Staff are good at explaining things	100%	91%	97%	
Staff have made the subject interesting	100%	83%	94%	
The course is intellectually stimulating	97%	85%	97%	
My course has challenged me to achieve my best work	83%	74%	85%	

全体的に教育の質に満足している学生の割合

教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合

教員の説明が興味を抱かせると感じる学生の割合

知的好奇心を掻き立てられるコースだと感じる学生の割合

優れた成果を要求されるコースだと感じる学生の割合

（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015), 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』 第二版, p 45

## 第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

### 5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

#### （1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。



## 認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p><b>基準2 内部質保証</b>  <b>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</b>            ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	○ 学校教育法施行規則 第172条の2
大学改革支援・学位授与機構	<p><b>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</b>  <b>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立学校法 第63条の2</li> <li>● 教育職員免許法施行規則 第22条の6</li> </ul>
日本高等教育評価機構	<p><b>基準5. 経営・管理と財務</b>  <b>領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</b>  <b>基準項目5-1 (経営の規律と誠実性)</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人通則法 第38条第3項 (準用)</li> <li>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</li> </ul>
大学・短期大学基準協会	<p><b>基準IV リーダーシップとガバナンス &gt; テーマC ガバナンス</b>  <b>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立学校法 第47条第2項</li> </ul>
大学教育質保証・評価センター	<p><b>基準1 基盤評価：法令適合性の保証</b>  <b>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</b>            ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。            ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)



# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。（<https://portraits.niad.ac.jp/>）

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

# 大学ポータルサイトの概況

## 令和4年度参加状況（令和4年4月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全99校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,109校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	84校 (84.8%)	11校 (78.6%)	589校 (95.3%)	280校 (97.2%)	3校 (75.0%)	1,053校 (95.0%)

## 令和3年度公表画面アクセス数

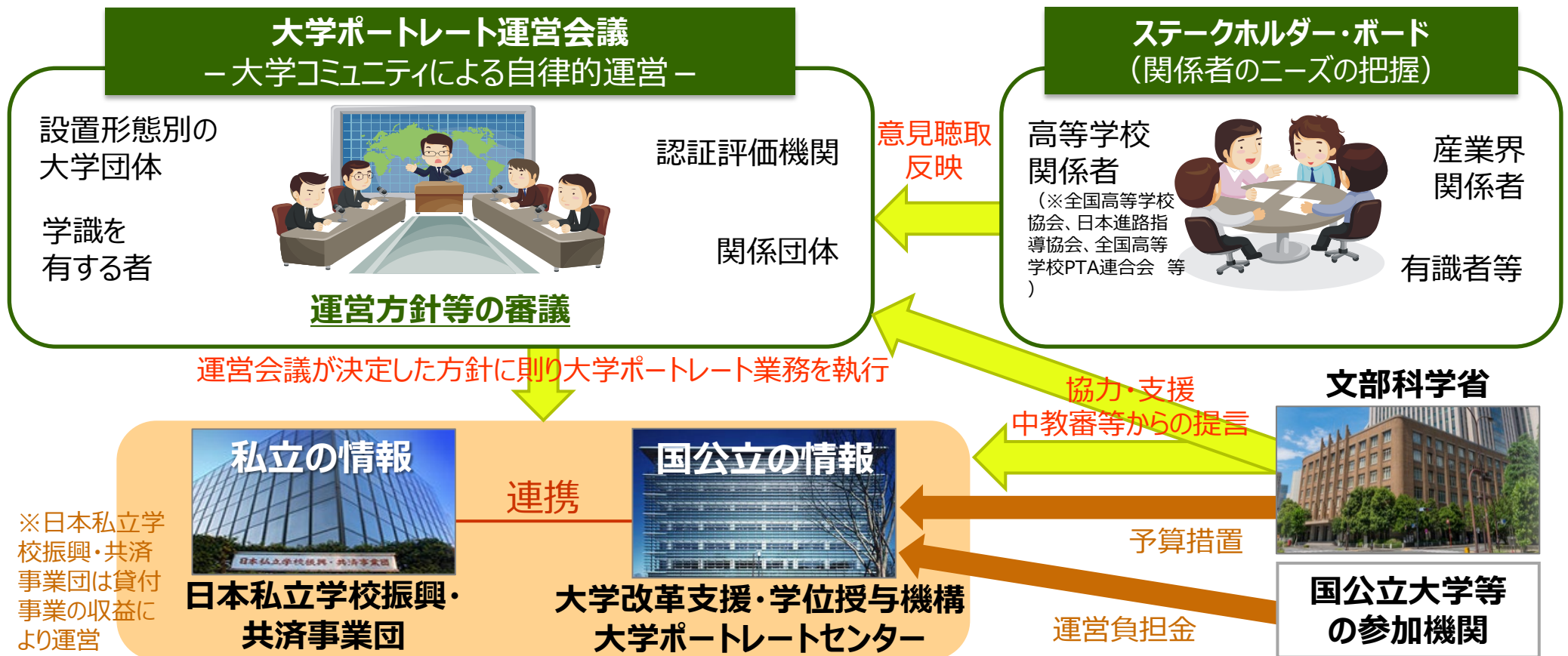
年度	月	ページビュー合計
令和 3年度	4月	530,260
	5月	493,613
	6月	541,117
	7月	512,795
	8月	530,169
	9月	624,803
	10月	546,468
	11月	449,709
	12月	367,700
	1月	466,981
	2月	472,321
	3月	491,752

令和3年度の月平均アクセス数：502,307

（参考）前年度の月平均アクセス数：429,414

# 大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。



# 取組状況—公表項目①

## 【国内版】 国公立版 (令和3年度)

○国公立共通に公開する教育情報：「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

### 大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	本部所在地
	設立年（設置認可年、西暦）
	大学の連絡先（代表番号、メールアドレスなど）
	大学の種類
	総学生数（学部） 総学生数（大学院） 総教員数（本務者）
大学の教育研究上の目的や建学の精神	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部、研究科の名称 その他の学内組織の名称 ※
	教育研究上の基本組織に関する説明
キャンパス情報	所在地
	アクセス
	外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度の対象校か 確認年月
評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）	評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	留学生支援（日本人学生への支援）
	障害者支援
	就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

### 学部・研究科の情報

教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
学部・研究科等の特色等	学部・研究科等の特色等
教育課程	学科・専攻等の名称
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	教育課程の特色（履修モデル、カリキュラムマップ等）
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	学修の成果に係る評価の基準 卒業・修了認定の基準 転学部等の可否、費用負担 専攻分野
資格	取得可能な資格
入試	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	入学者数
	実施している入試方法
	障害のある入学志願者に対する合理的配慮
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※ 入学者の構成（入試方法別） ※

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数 教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※ 教員の構成（年齢別） ※
学生	収容定員
	学生数 編入学定員・編入学者数 学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※ その他の学生数 ※
	キャンパス
費用及び経済的支援	授業料
	入学料
	その他の徴収費用（宿舍費用、教材購入費、施設利用料など）
	高等教育の修学支援新制度
	学納金の延納・分納の可否
	休学及び復学に係る費用 奨学金 授業料減免
進路	卒業者数・修了者数
	進学者数、就職者数
	卒業・修了者の構成（職業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業別、男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	卒業・修了後の進路

注1) 項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2) ※印は公表が任意とされている項目です。

注3) 国公立版と私学版が共通して公表している箇所を色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科）」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。

# 取組状況—公表項目②

## 【国内版】私学版（令和3年度）

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイト運営

「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神 特色 本学の目的（*1）
本学での学び	カリキュラム 教育方法 学びの支援 学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援 課外活動
進路・就職情報	サポート体制 進路選択教育の取り組み 卒業後の進路 進路データ集（*2）
様々な取組	外国人教員 外国人留学生受入 留学支援 外国人教員・留学生データ集（*3） 修業期間の多様化 連携活動 生涯教育 社会貢献 研究活動
学生情報	学生データ集（*4）
教員情報	教員組織 教員データ集（*5）
基本情報	概要 学長 設置学部等名一覧 学校トピックス キャンパス一覧 特色ある施設 施設トピックス 学生寮 経済的支援 同窓会 自己点検 認証評価 法人情報

「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

学部等の特色	特色 本学部等の目的（*1を含む）
学部等での学び	カリキュラム 教育方法 学びの支援 学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援 課外活動
進路・就職情報	サポート体制 進路選択教育の取り組み 取得可能な資格 卒業後の進路 卒業生の声 進路データ集（*2）
様々な取組	外国人教員 外国人留学生受入 留学支援 外国人教員・留学生データ集（*3） 修業期間の多様化 連携活動 生涯教育 社会貢献 研究活動

学費・経済的支援	学費 経済的支援
入試・学生情報	入試情報 転学・編入学 学生データ集（*4を含む）
教員情報	教員組織 教員データ集（*5）（※研究科を除く）
基本情報	概要 設置学科（専攻） 一覧（※短期大学を除く） 学部等トピックス キャンパス一覧 特色ある施設 施設トピックス

注1）項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2）\*印の内容は以下の通りです。

\*1：3つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）

\*2：卒業生数、就業者分類

\*3：外国人教員、外国人留学生、外国人留学生（通信教育部）

\*4：入学者数、収容定員数、在籍者数、在籍者数（通信教育部）

\*5：教員数、外国人教員

注3）国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科）」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。